

第 10 次
南知多町交通安全計画

南知多町交通安全推進協議会

 南知多町

目 次

基本構想	1
1 基本方針	1
第1章 道路交通の現況・推移	2
1 交通事故の発生状況	2
2 交通安全施設整備の推移	4
第2章 講じようとする施策	5
1 交通環境に係る安全対策	5
(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	5
(2) 交通安全施設等の整備事業の推進	5
(3) 高齢者等の移動手段の確保・充実	5
(4) 自転車利用環境の総合的整備	6
(5) 交通需要マネジメントの推進	6
(6) 効果的な交通規制・交通指導取締りの推進	7
(7) 総合的な駐車対策の推進	8
(8) 救助・救急活動の充実	8
(9) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備	8
2 人間に係る安全対策	9
(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	9
(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	10
(3) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進	12

基本構想

1 基本方針

南知多町交通安全計画に基づく安全対策により、人優先の交通安全思想の下、これまで、第6次計画期間中（平成8年度から平成12年度まで）の人身事故発生件数528件から、第9次計画期間中（平成23年度から平成27年度まで）の276件にまで減少させるなど、成果を上げてきたところである。一方、依然として、令和2年中の交通事故による死傷者数は、負傷者33名、死者1名と、横ばいが続いている状況である。

交通事故のない社会を実現することが究極の目標であるが、一朝一夕にこの目標を達成することは困難であることから、本計画においては、令和4年度から令和8年度までに、交通事故による5年間の24時間死者数を0人にすることを目指すものとする。また、本計画における最優先の目標は死者数の減少とするが、重傷者が発生する事故防止への取組が死者数の減少につながることを愛知県の計画を踏まえ、命に関わり安全対策の優先度が高い重傷者に関する目標値を定め、重傷者数についても0人にすることを目指すものとする。

【 本計画における目標 】

- ① 5年間の24時間死者数を0人にする
- ② 5年間の重傷者数を0人にする

目標を達成するために講じようとする施策として、(1)交通環境に係る安全対策、(2)人間に係る安全対策という2つの項目について、相互の関連を考慮しながら推進する。

(1) 交通環境に係る安全対策

道路の整備・維持修繕、交通安全施設等の整備、効果的な交通規制の推進、施設の老朽化対策、救助・救急体制の充実等交通安全に寄与する交通環境の整備を図るものとする。

(2) 人間に係る安全対策

道路交通の安全を確保するため、ドライバーの知識・技術の向上、交通安全意識の徹底を図るとともに、歩行者等の安全な移動を確保するため、歩行者等への交通安全意識の徹底、指導の強化等を図る。

また、交通社会に参加する町民一人ひとりが、自ら安全で安心な交通社会の構築を目指す前向きな意識を持つことができるよう、交通安全教育や普及啓発活動を充実させる。

上記施策の推進のため、関係団体、警察等との協働・共創により諸施策を実施し、町民の方々と協力を図りながら悲惨な交通事故の無い安全なまちづくりを目指すものとする。

第1章 道路交通の現況・推移

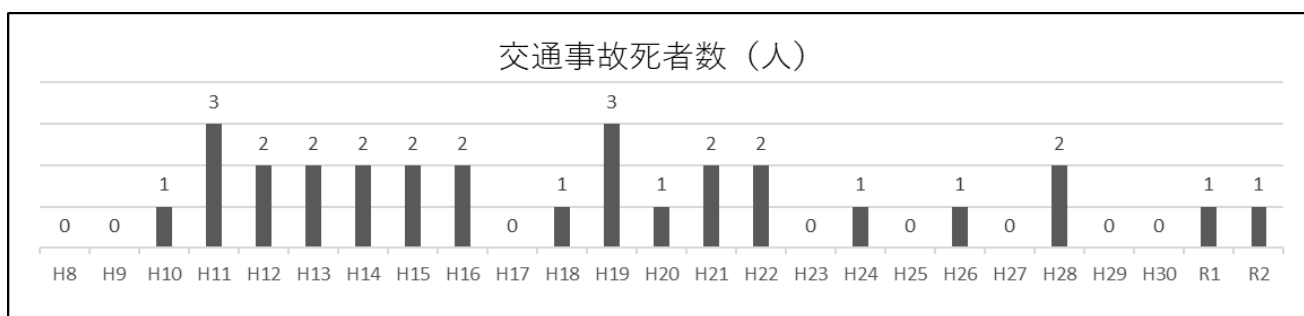
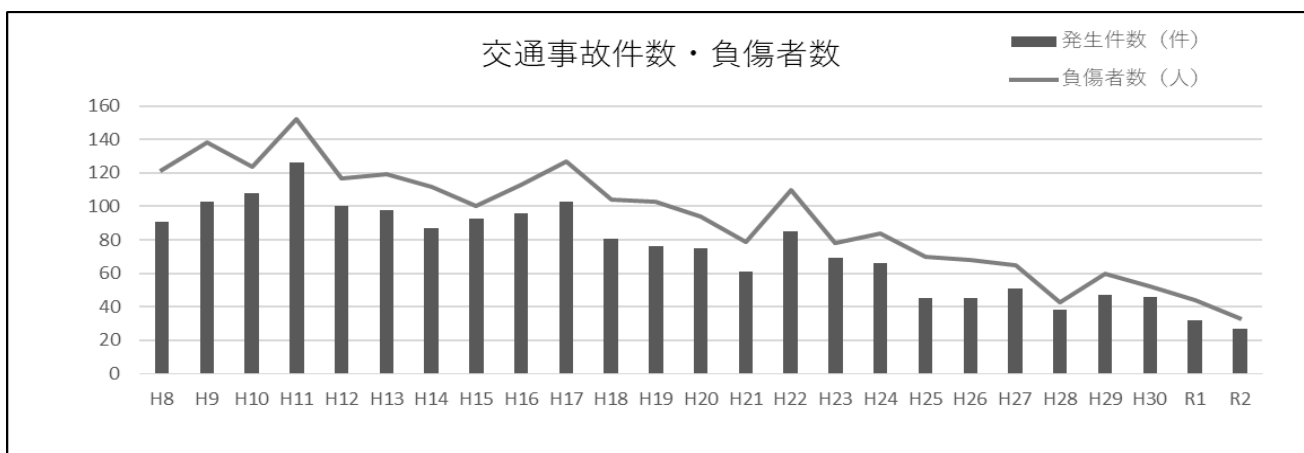
1 交通事故の発生状況

本町の交通事故件数は、平成11年には126件であったが、増減を繰り返しながらも、大局的には減少傾向で推移し、令和2年には27件にまで減少した。

また、負傷者数についても平成11年の152人から、令和2年には33人まで減少した。

一方で、交通事故死者数については、毎年0人から3人の間を推移しており、事故件数が減少している割に死亡事故は減少していない。(図1)

図1 南知多町内の過去25年間の交通事故発生件数・負傷者数



	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
発生件数 (件)	91	103	108	126	100	98	87	93	96	103	81	76	75	61	85	69	66	45	45	51	38	47	46	32	27
負傷者数 (人)	122	138	124	152	117	119	112	100	113	127	104	103	94	79	110	78	84	70	68	65	43	60	52	44	33
交通事故死者数 (人)	0	0	1	3	2	2	2	2	2	0	1	3	1	2	2	0	1	0	1	0	2	0	0	1	1

表1 過去6年間の重傷者数

	H27	H28	H29	H30	R1	R2
重傷者数 (人)	2	0	0	4	4	0

過去2年の年間の交通事故を分析すると、交通量の増加する長期休暇のある行楽シーズンに事故が多発している。(表2)

地域別では、交通量の多い地域において事故概要多発している。(表3)

また、形態別で見ると、令和元年中には全体の約3分の1が、令和2年中には半数以上が車同士の事故となっている。(表4)

表2 月別交通事故発生件数

月/年度	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	計
元年	3	1	1	4	4	4	2	4	3	2	2	2	32
2年	1	2	3	2	5	2	1	6	2	0	2	1	27

表3 地区別交通事故発生件数

地区/年度	内海	豊浜	大井	師崎	篠島	日間賀島	計
元年	15	8	6	1	2	0	32
2年	8	11	4	2	1	1	27

表4 形態別交通事故発生件数

形態/年度	人×車	自転車×車	二輪車×車	車×車	二輪車×人	車単独	計
元年	5	3	8	12	0	4	32
2年	4	4	2	16	1	0	27

年齢別では、子供(6~12歳)の事故発生比率が人口構成比率を大きく上回っている。(表5)

表5 R2中年齢別交通事故死傷者及び人口構成比率と事故発生比率 ※小数点第二位切り捨て

区分	0~5歳	6~12歳	13~15歳	16~24歳	25~64歳	65歳以上	計
交通事故死傷者(人)	1	5	0	4	17	7	34
人口構成比率(%)	2.8	6	2.2	7.9	44.7	37.8	≠100
事故発生比率(%)	0.2	14.7	0	11.7	50.0	20.5	≠100

(人口構成比率：令和2年4月1日現在)

2 交通安全施設整備の推移

本町では、他の市町村と比較して、鉄道やバスなどの公共交通機関が少なく、町民は自家用乗用車に依存する割合が高くなっているため、道路交通の安全対策が重要視されている。

本町の道路網は、1 国道、7 県道の 8 路線が主要道路となっており、町道は 2,284 路線（令和 3 年 4 月 1 日現在）に及んでいる。道路状況は、国・県・町道とも道路幅員に不足をきたし、歩車道の分離化も十分ではない。また、交通量の多い国・県道は、急カーブ、冠水、落石等の危険箇所が多くなっている。特にこれまでは、交通事故多発場所等の危険地点を中心にカーブミラー、防護柵（ガードレール、ガードパイプ等）、その他関係標識等により施設の整備、充実に努めてきたが、今後は従来の安全対策の徹底と交通安全施設の更なる質的強化を目指し、一層の整備を図っていく。（表 6）

表 6 主な交通安全施設の整備状況（南知多町分）

施設名／整備年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
防護柵（m）	129.7	13.0	107.9	50.33	96.95
カーブミラー（基）	6	8	3	3	6
区画線（m）	1,400	0	1,089	235.5	431.3
カラー塗装（m）	0	0	0	0	490

第2章 講じようとする施策

1 交通環境に係る安全対策

(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

[実施機関] 防災危機管理室 建設課 教育委員会 健康子育て室 半田警察署

ア 生活道路における交通安全対策の推進

交通事故の多いエリアにおいて、高齢者、障害者、子供等が安心して通行できる道路空間の確保を図る。

道路管理者においては、主に事故危険箇所、防護柵や区画線、道路照明、道路標識等の設置等の対策を推進する。また、危険な運転を抑制するカラー舗装や路面標示等の対策の推進を図る。

公安委員会においては、交通規制及び交通指導取締り等に配慮した施策を推進する。生活道路については、高輝度標識等の見やすく分かりやすい道路標識・道路標示の整備や信号灯器のLED化、路側帯の設置・拡幅、信号機の改良等の交通円滑化対策を実施する。

横断歩道、バス停留所付近の違法駐車等の悪質性、危険性、迷惑性の高い駐車違反については、放置自転車の対策と共に、警察と連携を図りつつ積極的な対策を推進する。

イ 通学路等における交通安全の確保

通学路や未就学児を中心に子供が日常的に集団で移動する経路における交通安全を確保するため、定期的な合同点検の実施や対策の改善・充実等の継続的な取組を実施するとともに、安全点検等の結果を踏まえ、道路交通実態に応じ、学校、保育所等の対象施設、警察、道路管理者、その所管機関等が連携し、必要な対策を推進する。

(2) 交通安全施設等の整備事業の推進

[実施機関] 建設課 半田警察署

道路管理者は、整備後長期間が経過した防護柵や区画線、道路照明、道路標識等の老朽施設の更新及び長寿命化を推進する。また、道路新設等により道路環境に変化が生じた際には、実情に合わせて路面標示等の交通安全施設の新設を実施する。

公安委員会では、整備後長期間が経過した道路標識や道路標示、信号灯器、路側帯等の老朽施設の更新、施設の長寿命化を推進する。特に、横断歩行者優先の前提となる横断歩道の道路標識・道路標示が破損、滅失、摩耗等の理由により、その効用が損なわれないよう効率的かつ適切な管理を行う。また、道路新設等により道路環境に変化が生じた際には、実情に合わせて信号機設置等の交通安全対策を実施する。

(3) 高齢者等の移動手段の確保・充実

[実施機関] まちづくり推進室 健康介護課

ア 移動手段の確保・維持

高齢者等にも利用しやすいシームレス（継ぎ目ない）で便利な公共交通を実現するため、「シームレスな公共交通ネットワークの形成」「利用しやすい選ばれる公共交通サービスの充実」「持続可能な公共交通の確保」の3つを基本方針とし、乗継などの利便性の向上、新たな技術の活用等によるきめ細かなネットワークの構築、利用しやすい仕組みの構築、まちづくりとの連携

強化、持続可能な仕組みの構築、地域で支える仕組みの継続を目標として利便性の高い公共交通の確保・維持を図る。

また、運転免許証を返納した高齢者に対しては、南知多町コミュニティバスの乗車券を交付する等の運転免許証自主返納支援事業を推進する。

イ 利用者への啓発

移動に制約のある高齢者への支援として、市町村が独自に行う敬老バスや介護タクシー料金の助成といった高齢者外出支援サービスなど、地域の実態に応じて様々な支援が行われている。

このため、毎年発行する「介護保険・高齢者福祉ガイドブック」に市町村等が実施する様々な取組を掲載し、利用者への啓発に努める。

(4) 自転車利用環境の総合的整備

[実施機関] 防災危機管理室 建設課 半田警察署

名古屋鉄道知多新線内海駅やバス停周辺における放置自転車等の問題の解決を図るため、警察、鉄道事業者等と適切な協力関係を保持し、放置自転車クリーンキャンペーン等により、駅前広場及び道路に放置されている自転車等の整理・撤去等の推進を図る。

(5) 交通需要マネジメントの推進

[実施機関] まちづくり推進室

令和3年3月策定の南知多町地域公共交通計画（令和3年度～令和6年度）に基づき、南知多町が目指す地域公共交通の将来像である「町民の日常生活を支え、来訪者に選ばれるシームレスで便利な公共交通を実現する」ため、既存の鉄道・バス・タクシー・航路の利用促進に努めるとともに、これらの特徴を活かしながら、MaaSの取組、自動運転等の新たな技術の活用、グリーンスローモビリティ等の新たな運行形態の導入等により、シームレスで利便性の高い公共交通を確保する。

MaaSについては、公共交通の検索システムやバス・高速船の企画切符の取組の拡大等により実現を目指す。自動運転、グリーンスローモビリティについては、町内での実証運行の取組を踏まえ、実現にむけた国や県のモデル地域の指定等により推進する。

これらの技術を活用しつつ、自家用有償運送等の取組を地域と協働して導入し、町民や交通事業者等の関係者と協働の取組を進め、町民の日常生活を支えとともに、来訪者に選択していただける持続性のある公共交通の構築を目指す。

(6) 効果的な交通規制・交通指導取締りの推進

[実施機関] 防災危機管理室 建設課 半田警察署

交通の安全と円滑を図り、道路交通による障害及び重大事故の防止を図るため、それぞれの道路の社会的機能、道路構造及び交通の状況等、地域特性等を十分考慮した効果的な交通規制・交通指導取締りを推進する。

ア 地域の特性に応じた交通規制

交通事故防止効果の高い合理的な交通規制を、交通流、交通事故の発生状況等、地域の実態に応じて推進する。特に歩行者等、交通弱者の保護に重点を置いた施策を先行するよう配慮する。主要道路については、道路幅員、交通量の道路状況に応じ、道路の機能及び安全で快適な走行環

境の確保を図るため、駐停車禁止、速度規制等適切な各種規制を推進する。生活道路については、交差道路の優先関係を指定・明確化、一時停止及び一方通行等の規制の強化を図っていく。特に学校・保育所周辺の道路については、必要に応じ、車両の各種制限を検討していく。

イ 道路交通法に基づく通行の禁止又は制限

道路の構造を保全し、又は交通事故の発生を防止するため、道路の破損、決壊又は異常気象等により通行が危険であると認められる場合、及び道路に関する工事のためやむを得ないと認められる場合には、道路交通法に基づき迅速かつ適確に通行の禁止又は制限をする。

ウ 災害発生時における交通規制等

大規模な災害が発生し、又は発生する恐れがある場合は、避難者の安全確保を最優先させるとともに、災害応急対策に必要な緊急輸送を維持するための道路又は地域について、緊急車両以外の車両の通行を制限する等、交通規制を実施する。

エ 交通事故抑止に資する指導取締りの推進

事故多発路線等における街頭指導活動を強化するとともに、無免許運転、飲酒運転、妨害運転、著しい速度超過、交差点関連違反等の交通事故に直結する悪質性、危険性の高い違反、町民から取締り要望の多い迷惑性の高い違反に重点を置いた指導取締りを推進する。

特に、飲酒運転については、取締りにより常習者を道路交通の場から排除するとともに、運転者に対する捜査のみならず、周辺者に対する捜査を徹底するなど、飲酒運転の根絶に向けた取組を推進する。

オ 自転車利用者に対する指導取締りの推進

自転車利用者による無灯火、二人乗り、信号無視、一時不停止及び歩道通行者に危険を及ぼす違反等に対して積極的に指導警告を行うとともに、これに従わない悪質・危険な自転車利用者に対する検挙措置を推進する。

(7) 総合的な駐車対策の推進

[実施機関] 防災危機管理室 建設課 半田警察署

無秩序な路上駐車を抑制し、道路交通の安全と円滑を確保するため、違法駐車の関係者に対する指導及び取締りの強化を図る。

特に主要道路は円滑性を欠くことができず、これらの道路への駐車は、重大事故の誘因となる。

また、町道を中心とした生活道路への違法駐車は、交通事故の要因となるのみならず、緊急時の消防自動車、救急車の乗り入れ、ゴミ収集車の通行等の支障となるため、路上駐車の危険性を呼びかけ、地域の理解と協力を得ながら違法駐車を追放を促進するとともに、駐車禁止規制、並びに取締りの強化を図る。

(8) 救助・救急活動の充実

ア 救助・救急体制の整備

[実施機関] 防災危機管理室 健康子育て室 知多南部消防組合

(ア) 救助・救急体制の整備・拡充

交通事故に起因する救助・救急活動の増大及び事故の種類・内容の複雑多様化に対処するため、救助・救急体制の整備・拡充を図り、救助・救急の円滑な実施を期する。

(イ) 救急医療機関の確保と救急時における応急手当等の充実

医療機関を確保するシステムの構築を図り、救急現場及び搬送途上における応急手当等の充実を図る。

(ウ) 集団事故発生の救助・救急体制の整備

救急医療システムの効果的活用により、初期（1次）、2次、3次の救急医療体制の連携を図り、多数の負傷者が発生する大事故に対応するため、連絡体制の整備及び救護訓練の実施等、集団事故発生時の救助・救急対策を推進する。

イ 救急医療体制の整備

初期（1次）の救急医療体制としての在宅当番医制の維持、2次救急医療体制としての病院の施設整備や医療体制の充実、第3次救急医療体制としての第3次病院群の充実等、初期（1次）、2次、3次それぞれの救急医療体制の整備をはかる。

(9) 交通安全に寄与する道路交通環境の整備

[実施機関] 建設課 健康子育て室 学校教育課 半田警察署

ア 道路の使用及び占用の適正化等

(ア) 道路の使用及び占用の適正化

工作物等の設置、工事等のための道路の使用及び占有については、道路構造の保全、道路通行時の安全と円滑な流れを確保するため、適正な許可を行う。

特に、道路の掘り返しを伴う占有、承認工事等については、工事が計画的に行われるよう、工事の時期・方法を施工者と協議し、道路の掘削を必要最低限に止めるよう調整する。

(イ) 不法占有物件の排除等

道路の有効利用、交通障害の防止及び美観の確保を図るため、不法占有物件の排除を行うとともに、不法占有等の防止のための啓発活動を実施していく。また、町民及び道路利用者に対し、道路の適正使用の意識の普及を図る。

イ 子供の遊び場の確保

幼児や児童を路上遊戯等による交通事故から守るために、公園や児童遊園地の整備に努めるとともに、小中学校の校庭、保育所の園庭等の開放を行い、安全な遊び場の確保に努める。

2 人間に係る安全対策

(1) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

[実施機関] 防災危機管理室 健康子育て室 学校教育課 県立内海高等学校
南知多町社会福祉協議会 半田警察署

ア 幼児に対する交通安全教育の推進

幼児に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、基本的な交通ルールを遵守し、交通マナーを実践する態度を習得させるとともに、日常生活において安全に道路を通行するために必要な基本的な技能及び知識を習得させることを目標とし、保育所、交通安全母の会、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、交通安全教育を計画的かつ継続的に行う。

また、幼児の交通事故の主な原因である、「道路への飛び出し」や「車の直前直後の横断」を防止するため、親子ぐるみの交通安全教育を組織的・継続的に実施する交通安全母の会の普及と活動の充実強化を図り、幼児の保護者に、家庭における交通安全教育の重要性を認識させ、基本的な交通ルールや交通マナーを教えられるよう保護者を対象とした交通安全教室や幼児交通安全指導者研修会等を開催する。

保育所においては、わかりやすい指導に努めるとともに、指導資料の作成、職員及び保護者に対する研修会を開催して、指導力の向上に努める。

イ 小学生に対する交通安全教育の推進

小学生に対する交通安全教育は、心身の発達段階や地域の実情に応じて、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路交通における危険を予測し、これを回避できる能力を高めることを目標とし、交通安全啓発教材等の配布や交通安全教室等を実施する。

小学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等を中心に、歩行者としての心得、自転車の安全な利用、乗り物の安全な利用、交通ルールの意味及び必要性等について重点的に指導する。

ウ 中学生に対する交通安全教育の推進

中学生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、自転車で安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、道路を通行する場合は、思いやりをもって、他の人々の安全にも配慮できることを目標とする。

中学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、保健体育、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等学校の教育活動全体を通じて、安全な歩行の仕方、自転車の安全な利用、自動車等の特性、危険の予測と回避、標識等の意味、自転車事故における加害者責任、応急手当等について重点的に交通安全教育を実施する。

エ 高校生に対する交通安全教育の推進

高校生に対する交通安全教育は、日常生活における交通安全に必要な事柄、特に、二輪車の運転者及び自転車の利用者として安全に道路を通行するために、必要な技能と知識を十分に習得させるとともに、交通社会の一員として交通ルールを遵守して自他の生命を尊重するなど責任を持って行動できる健全な社会人を育成することを目標とする。

高等学校においては、家庭及び関係機関・団体等と連携・協力を図りながら、保健体育、総合的な探究の時間、特別活動等学校の教育活動全体を通じて、自転車の安全な利用、二輪車・自動車の特性、危険の予測と回避、運転者の責任、応急手当等について更に理解を深めるとともに、生徒の多くが、近い将来、自動車免許等を取得することを前提とした交通安全教育を実施する。

オ 成人に対する交通安全教育の推進

成人に対する交通安全教育は、自動車等の安全運転の確保の観点から、免許取得後の運転者の教育の充実に努める。

特に、自動車運転者に対しては、横断歩道における歩行者保護や飲酒運転の危険性を重点とした

交通安全教育を実施し、社会的責任の自覚を促す。

カ 高齢者に対する交通安全教育の推進

高齢者に対する交通安全教育は、加齢に伴う身体機能の変化が歩行者又は運転者としての交通行動に及ぼす影響や、運転者側から見た歩行者や自転車の危険行動を理解させるとともに、自ら納得して安全な交通行動を実践することができるよう必要な実践的技能及び交通ルール等の知識を習得させることを目標とする。

また、交通安全モデル老人クラブと連携して、高齢者の交通安全教室等を開催するとともに、高齢者に対する社会教育活動・福祉活動、各種の催し等の多様な機会を活用した交通安全教育を実施する。

さらに、自動車等の運転に不安を有する高齢者等が運転免許証を返納しやすい環境の整備を図るため、関係機関・団体等が連携し、運転経歴証明書制度の周知に努める。

キ 外国人に対する交通安全教育の推進

外国人に対し、我が国の交通ルールやマナーに関する知識の普及による交通事故防止を目的として、定住外国人に対しては、母国との交通ルールの違いや交通安全に対する考え方の違いを理解させるなど、効果的な交通安全教育を推進する。

(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

[実施機関] 防災危機管理室 半田警察署

ア 交通安全運動の推進

町民一人ひとりに広く交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、町民自身による道路交通環境の改善に向けた取組を推進するため、交通安全運動を組織的・継続的に展開する。

交通安全運動の実施にあたっては、南知多町交通安全推進協議会等を通じ、事前に、運動の趣旨、実施期間、運動重点、実施計画等について広く住民に周知するとともに、街頭キャンペーン等により盛り上げを図り、町民参加型の交通安全運動の充実・発展を図る。

また、事後に運動の効果を検証、評価することにより、一層効果的な運動が実施されるよう配慮する。

イ 横断歩行者の安全確保

運転者に対して横断歩道の手前に設置されている「横断歩道又は自転車横断帯あり」（いわゆるダイマークをいう）に対する啓発活動を推進するとともに、横断歩道手前での減速義務や横断歩道における歩行者優先義務を再認識させるため、交通安全教育や交通指導等を推進する。

歩行者に対しては、横断歩道を渡ること、信号に従うといった交通ルールの周知を図り、運転者に対する横断する意思を明確に伝える等、歩行者自らが安全を守るための交通行動を促すための交通安全教育等を推進する。

ウ 交差点事故を防止するための啓発活動等の推進

(ア) 交差点事故の防止や思いやり意識の醸成等を図るために、自動車、自転車利用者が特に心がける運転行動を啓発するため「交通安全スリーS運動」を展開する。

Stop (ストップ) 信号や一時停止の遵守、横断歩道や交差点では歩行者優先、飲酒運転の根絶
Slow (スロー) 交差点での徐行運転、子供・高齢者接近時の減速運転

Smart（スマート）シートベルトの全席着用の徹底、思いやりのあるスマートな運転

(イ) 道路横断中の事故防止のため、歩行者が道路を横断するときは手を挙げ（ハンド・アップ）、運転者に横断することをアピールし、運転者には目と目を合わせ感謝の気持ちを伝えて横断する。また、運転者は横断歩道等を横断しようとする歩行者を見かけたら、歩行者に思いやりの気持ちをもって、横断歩道等の手前で停車する。このような運転者と歩行者がお互いを尊重し、温かい思いやりの輪が広がるような行動を「ハンド・アップ運動」として推進し、各種の行事、啓発活動等を通じて普及・浸透を図る。

エ 自転車の安全利用の推進

自転車が道路を通行する場合は、車両としてのルールを遵守するとともに交通マナーを実践しなければならないことを理解させる。

自転車乗用中の交通事故や自転車の安全利用を促進するため、「自転車安全利用五則」を活用するなどにより、歩行者や他の車両に配慮した通行等自転車の正しい乗り方に関する普及啓発の強化を図る。夕暮れの時間帯から夜間にかけて自転車の重大事故が多発する傾向にあることを踏まえ、自転車灯火の点灯を徹底し、自転車側面等への反射材用品の取付けを促進する。

自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例に基づき、点検整備等による安全で適正な車両管理の実施、自転車安全教育等の促進、自転車乗用ヘルメットの着用促進、自転車損害賠償責任保険への加入の促進などを実施する。

オ シートベルト・チャイルドシートの正しい着用の徹底

シートベルトについては、車外放出等による交通死亡事故を減少させるため、道路交通法の改正により、シートベルトの全席着用徹底が義務化され、強化が図られたところであるが、更に、着用の効果及び正しい着用方法について周知することにより、後部座席を含めた全ての座席における着用を徹底する。

チャイルドシートについては、その使用効果及び正しい使用方法を周知するために、保育所等と連携した保護者に対する効果的な広報啓発・指導を推進する。

県内一斉シートベルト・チャイルドシート関所において着用率調査及び着用促進キャンペーンを実施する。(2021年2月調査における一般道のシートベルト着用率は、本町では、運転席100.0%（県内99.1%）、助手席100%（県内94.1%）、後部席93.3%（県内57.1%）

カ 反射材用品等の普及促進

夕暮れ時から夜間における視認性を高め、歩行者及び自転車利用者の事故防止に効果が期待できる反射材用品等の普及を図る。

また、運転者の視認性の向上を図り、歩行者・自転車利用者や対向車に自車の存在をいち早く知らせるために、「ライト・オン運動」（夕暮れ時の前照灯早め点灯運動）を展開し、夕暮れ時の交通事故防止を図る。

キ 飲酒運転根絶に向けた交通安全教育及び広報啓発活動等の推進

平成27年12月1日に施行した南知多町飲酒運転根絶に関する条例により、飲酒運転根絶のための措置を講ずることにより、町、町民等、事業者及び酒類提供者が一体となって、町内における飲酒運転根絶の活動を推進し、飲酒運転根絶のための安全教育や広報啓発を引き続き推進するとともに、交通ボランティアや安全運転管理者、酒類製造・販売業者、酒類提供飲食店、駐車場関係者等と連携してハンドルキーパー運動の普及啓発に努めるなど、地域等における飲酒運転根絶の取組を更に進め、飲酒運転は絶対にしない、させない、許さないという町民の規範意識の確立を図る。

関係機関・団体と連携を強化し、「飲酒運転根絶町民運動の日」（年2回）等により、飲酒運転根絶の気運をより一層高めるためのキャンペーン、広報啓発活動を実施する。

ケ 効果的な広報の実施

交通の安全に関する広報については、各種キャンペーン、テレビ、新聞、インターネット、SNS、広報みなみちた、オフトーク放送等の広報媒体を活用して、交通事故等の実態を踏まえた広報や日常生活に密着した内容の広報を実施する。

コ その他の普及啓発活動の推進

(ア) 高齢者の交通事故防止に関する町民の意識を高めるため、高齢者に対して高齢運転者標識（高齢者マーク）の表示の促進を図るとともに、他の年齢層に対しても、高齢者の特性を理解させ、高齢運転者標識（高齢者マーク）を取り付けた自動車への保護意識を高めるように努める。

(イ) 二輪車運転者の死者の損傷部位は頭部が最も多く、次いで胸部となっており、二輪運転者の被害軽減を図るため、ヘルメットの正しい着用とプロテクターの着用について、関係機関・団体と連携した広報啓発活動を推進するなど、胸部等保護の重要性について理解促進に努める。

サ 交通死亡事故多発時における緊急対策

交通死亡事故が一定期間、集中的に発生した場合に、愛知県が発令する交通死亡事故多発警報等に合わせ、町民に対して交通事故への注意喚起等を実施する。

(3) 地域における交通安全活動への参加・協働の推進

[実施機関] 防災危機管理室 半田警察署

交通安全は、地域住民等の安全意識により支えられることから、地域住民に留まらず、当該地域を訪れ、関わりを有する通勤・通学等を含め、交通社会の一員であるという当事者意識を持つよう意識改革を促すことが重要である。

このため、交通安全思想の普及徹底にあたっては、行政、半田交通安全協会、両島交通安全会と住民が連携を密にした上で、それぞれの地域における実情に即した身近な活動を推進し、住民の参加・協働を積極的に進める。